



令和7年5月23日

午後1時

## 令和7年国勢調査一関市実施本部発足式を行います

令和7年国勢調査一関市実施本部を設置し、発足式を下記のとおり行います。

## 記

- 1 日時 6月2日(月) 午後1時5分～1時20分
- 2 場所 市役所本庁3階 総務部総務課事務室
- 3 内容 (1) 本部長(副市長)挨拶  
(2) 実施本部看板設置
- 4 その他
  - ・ 設置期間は6月1日(日)から令和8年1月31日(土)まで
  - ・ 実施本部は、本部長(副市長)、副本部長(総務部長)、事務局長(総務課長)、事務局員(総務課および広聴広報課の職員)で組織
  - ・ 詳しくは添付資料を参照してください

## 問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
総務部総務課統計係 課長補佐兼統計係長 及川  
電話:(0191)21-2111 (内線8226)  
FAX:(0191)21-2164  
メールアドレス:somu@city.ichinoseki.iwate.jp

## 令和7年国勢調査一関市実施本部発足式実施要項

### 1 趣旨

令和7年国勢調査の万全を期するため実施本部を設置し、その発足式を執り行うもの。

### 2 日時

令和7年6月2日（月） 午後1時5分～午後1時20分

### 3 場所

総務部総務課事務室内

### 4 出席者

- 本部長（副市長）
- 副本部長（総務部長）
- 事務局長（総務課長）
- 総務課員

### 5 発足式次第

（進行） 事務局長（総務課長）  
挨拶 本部長（副市長）  
看板の設置 本部長（副市長）、副本部長（総務部長）

### 6 実施本部看板の設置

- 看板の設置場所は、総務課事務室内とする。
- 看板の設置は、本部長（副市長）が行い、その介添えは副本部長（総務部長）が行う。

（裏面に続く）

○ 実施本部看板

令和7年 国勢調査  
一関市実施本部

## 令和7年国勢調査一関市実施本部設置要綱

### 第1 設置

令和7年国勢調査の実施に際し、実施体制を整え、調査業務の万全を期するため、令和7年国勢調査一関市実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

### 第2 組織

(1) 実施本部に支部を置き、支部の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	所管区域
一関支部	一関地域の区域
花泉支部	花泉地域の区域
大東支部	大東地域の区域
千厩支部	千厩地域の区域
東山支部	東山地域の区域
室根支部	室根地域の区域
川崎支部	川崎地域の区域
藤沢支部	藤沢地域の区域

(2) 実施本部は、本部長、副本部長、本部事務局長及び本部事務局員をもって組織する。

(3) 支部は、支部長、支部事務局長及び支部事務局員をもって組織する。

(4) 実施本部の事務局は、総務部総務課に置く。

(5) 一関支部の事務局は実施本部事務局が兼ね、一関支部以外の支部の事務局は所管する区域の支所地域振興課に置く。

(6) 実施本部及び支部の事務局にそれぞれ庶務係、広報係及び審査係を置く。

### 第3 構成員

(1) 本部長は、総務部の事務を担当する副市長をもって充てる。

(2) 副本部長は、総務部長をもって充てる。

(3) 一関支部長は、副本部長が兼ね、一関支部以外の支部長は、支所長

をもって充てる。

(4) 本部事務局長は、総務部総務課長をもって充てる。

(5) 一関支部事務局長は本部事務局長が兼ね、一関支部以外の支部事務局長は地域振興課長をもって充てる。

(6) 本部事務局員は、総務部総務課職員及び市長公室広聴広報課職員をもって充てる。

(7) 一関支部事務局員は総務部総務課職員、財政課職員、職員課職員、市民税課職員、資産税課職員、収納課職員、市長公室広聴広報課職員、選挙管理委員会事務局職員をもって充て、一関支部以外の支部事務局員は地域振興課職員及び支所長が指名する職員をもって充てる。

#### 第4 職務

(1) 本部長は、実施本部を統括する。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 支部長は本部長の命を受け、支部を統括する。

(4) 本部事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を統括する。

(5) 支部事務局長は、支部長の命を受け、支部事務局の事務を統括する。

(6) 本部事務局員及び支部事務局員は、上司の命を受け、それぞれの分掌事務を処理する。

#### 第5 分掌事務

実施本部及び支部の係の分掌事務は、別表のとおりとする。

#### 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

#### 附 則

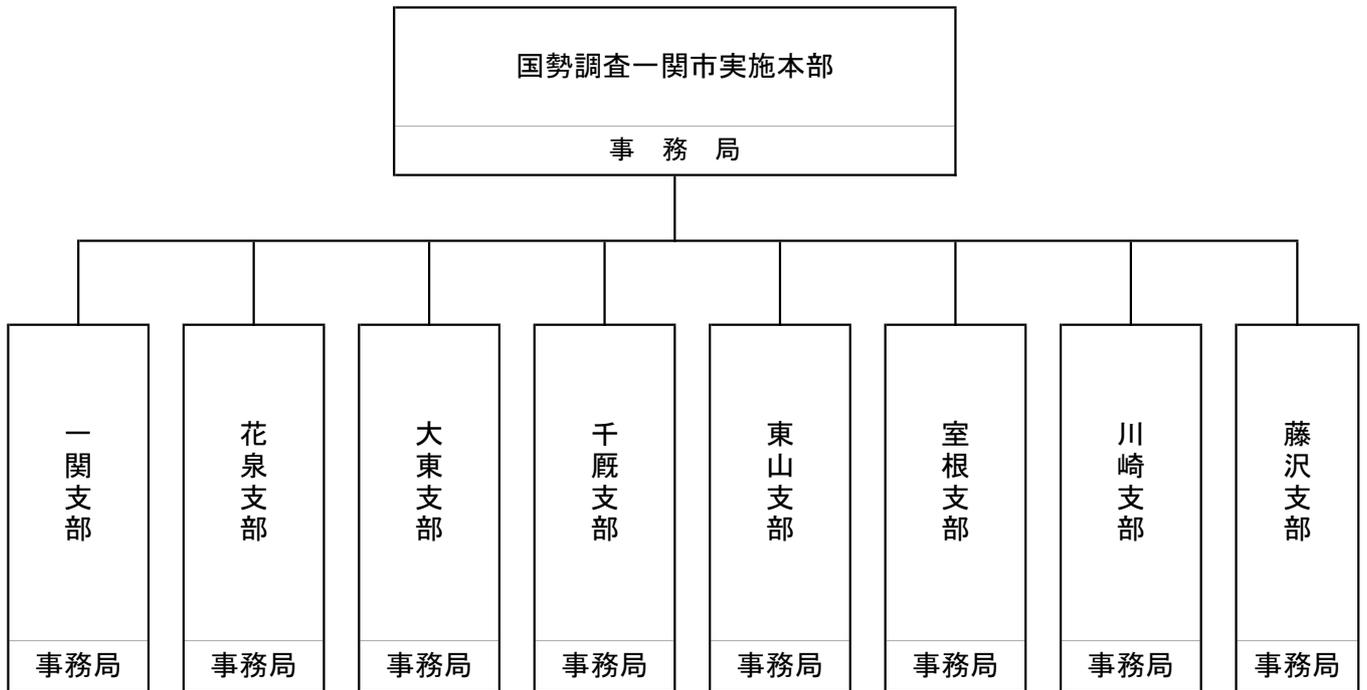
1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年1月31日限り、その効力を失う。

別表 係の分掌事務（第5関係）

実施本部	支 部
<p>1 庶務係の分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 調査実施計画の策定</p> <p>(2) 調査に係る県との連絡調整</p> <p>(3) 関係機関、団体への協力依頼</p> <p>(4) 指導員、調査員候補者の取りまとめ及び県への推薦報告</p> <p>(5) 指導員、調査員事務打ち合わせ会資料の作成及び説明事務担当者研修の開催</p> <p>(6) 指導員、調査員の任命替に係る県への報告</p> <p>(7) 指導員、調査員報酬の支払い事務</p> <p>(8) オンライン回答及び郵送提出に係る関係機関との連絡調整</p> <p>(9) 支部の調査活動への助言</p> <p>(10) 予算管理、実施本部事務に係る経理及び支部への経理指導</p> <p>(11) 他係に属さない事務</p> <p>2 広報係の分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>    広報紙、市ホームページ等による調査の周知</p> <p>3 審査係の分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>    調査書類の取りまとめ、集計及び提出</p>	<p>1 庶務係の分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 実施本部との連絡調整</p> <p>(2) 支部に係る指導員、調査員候補者の選考及び実施本部への報告</p> <p>(3) 支部に係る指導員、調査員事務打ち合わせ会の開催</p> <p>(4) 支部に係る指導員、調査員の任命替に係る実施本部への報告</p> <p>(5) 支部に係る調査員への調査活動に対する指導、支援</p> <p>(6) 支部に係る郵送提出調査票の受領・整理</p> <p>(7) 支部に係るオンライン回答及び郵送提出等世帯に係る回答状況確認表の作成と調査員への伝達</p> <p>(8) 支部に係る不在世帯、調査拒否世帯への対応</p> <p>(9) 支部調査に係る経理</p> <p>(10) 支部に係る臨時的任用職員の任免</p> <p>(11) 支部事務のうち他係に属さない事務</p> <p>2 広報係の分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 支部に係る調査客体へのパンフレット等の配布による調査の周知</p> <p>(2) 支部に係る地域の広報媒体による調査の周知</p> <p>3 審査係の分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 支部に係る調査書類の審査及び整理</p> <p>(2) 支部に係る記入漏れ調査票の補完</p>

令和7年国勢調査実施本部組織図



## 令和7年国勢調査の概要

### 1 調査の目的及び沿革

- 国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。
- 第1回調査は大正9年に行われ、令和7年調査は22回目に当たる。

### 2 調査の時期

- 令和7年国勢調査は、令和7年10月1日午前零時現在によって実施する。

### 3 調査の対象

- 令和7年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住（3か月以上）している者（外国人を含む）について行う。

### 4 調査事項

令和7年国勢調査では、次に掲げる17項目について調査する。

- 世帯員に関する事項
  - ・ 氏名 ・ 男女の別 ・ 出生の年月 ・ 世帯主との続き柄
  - ・ 配偶の関係 ・ 国籍 ・ 現在の住居における居住期間
  - ・ 5年前の住居の所在地 ・ 就業状態
  - ・ 所属の事業所の名称及び事業の種類 ・ 仕事の種類
  - ・ 従業上の地位 ・ 従業地又は通学地
- 世帯に関する事項
  - ・ 世帯の種類 ・ 世帯員の数 ・ 住居の種類 ・ 住宅の建て方

### 5 調査の方法

令和7年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行う。

調査は、調査員が、下記の方法により行う。

- 調査員は、担当する地域の全ての世帯を訪問し、調査書類一式を配布する。
- 世帯は、インターネット回答、郵送提出及び調査員へ直接提出のいずれかの方法により回答を行う。

### 6 当市における調査規模

	平成27年	令和2年	令和7年
調査区数	954 調査区	955 調査区	964 調査区
世帯概数	43,617 世帯	43,056 世帯	42,135 世帯
人口概数	123,932 人	114,258 人	107,896 人
指導員数	95 人	95 名	96 名
調査員数	670 人	674 名	680 名
調査項目	17 項目	20 項目	17 項目